

**（仮称）麻生区保育・子育て総合支援センターに関する
サウンディング調査実施要領**

令和 7 年 6 月

川崎市 こども未来局
保育・子育て推進部
運営管理・子育て支援担当

1 サウンディング調査の背景・目的（以下、調査という。）

川崎市では、老朽化した園舎等の建替えを機に、保育所と地域子育て支援拠点と保育総合支援機能を一つにまとめた「保育・子育て総合支援センター」を各区に整備しております。麻生区につきましては、地域子育て支援センターみなみゆりがおか（麻生区王禅寺西）を建替え、「（仮称）麻生区保育・子育て総合支援センター」として整備（以下、当該整備事業という。）する予定です（保育園機能は高石保育園を移転予定）。

このたび、当該施設と複合化して整備を希望する施設（以下、複合化施設という。）の有無や整備手法について、対話や意見交換を通じて得られた内容を、令和8年度策定予定の基本計画に反映するため、民間事業者のノウハウを最大限に活用し、効果的・効率的な事業の推進に役立てることを目的として行うサウンディング調査への参加事業者を募集します。

参考施設	地域子育て支援センター「みなみゆりがおか」	
	https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000031330.html	
	川崎市内の保育・子育て総合支援センター	
	川崎区	https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000123956.html
	中原区	https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000124044.html
	宮前区	https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000151472.html
	多摩区	https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000168367.html

2 調査を求める事業の概要（土地・施設等の概要）

都市計画情報等【参考資料①-1・①-2・①-3】	
用途地域	第一種低層住居専用地域 ※建築可能な建物 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿、兼用住宅（非住宅部分の床面積 50 m ² 以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館等、巡査派出所、一定規模以下の郵便局等、神社、寺院、教会等、公衆浴場、診療所、保育所、認定こども園（幼保連携型）、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等、老人福祉センター、児童厚生施設等（600 m ² 以下）、詳細は建築基準法の別表第二をご確認ください。
建ぺい率	40％／容積率 80％
第1種高度地区、最高高さ	10 m、外壁後退：道路側を除く敷地境界から 1 m
北側制限	5 m+0.6／1、日影規制 3 h 2 h 1.5 m
市街化区域、景観計画区域（川崎市全域（丘陵部ゾーン））	
宅地造成等工事規制区域、都市施設：学校（第二百合丘小学校）	
居住促進区域内、都市機能誘導区域外	

敷地概要	所在地・アクセス	川崎市麻生区王禅寺西1丁目26-2 (南百合丘小学校敷地内) 小田急線新百合ヶ丘駅より約 800m (徒歩約 10 分)
	敷地面積	約 2, 4 3 2 m ²
	接道状況	西側道路(第 42 条 1 項 1 号)に約 60m接道 幅員 11m 【参考資料①—2・3】
計画建築物の概要 【想定イメージ図参照】	建築面積	約 9 0 0 m ²
	延べ床面積	約 1, 8 0 0 m ²
	(市営) 計約 1, 5 0 0 m ²	1 階：保育園 約 9 0 0 m ² (市営) 2 階：地域子育て支援センター等 約 6 0 0 m ² (市営)
	(民営) 計約 3 0 0 m ²	2 階：複合化施設 約 3 0 0 m ² (民営)
	園庭面積	約 4 9 0 m ² 以上 (市営)

※複合施設の規模については、想定であるため、今後の検討により変更となる場合があります。

階別用途	内容
1 階 保育園 (市営)	・ 0 歳児～5 歳児の保育 (医療的ケア児受入れ有)、一時預かり保育を実施。
2 階 地域子育て支援センター等 (市営)	・ 保育士・看護師・栄養士などによる子育て家庭への支援や保育関係施設との連携・人材育成など、子育てと保育を総合的に支援する。また、子育てに関する交流拠点として、地域の方にも気軽にご利用いただいている。 ・ 開所時間は 8 : 30～17 : 15、休所日は、原則として土・日・祝日・12 月 29 日～1 月 3 日まで。 ・ 現在の「こども未来局 保育・子育て推進部 麻生区保育総合支援担当」(麻生区役所 地域みまもり支援センター 保育所等・地域連携担当) の市職員の事務スペースを新施設内に移動し、運営する。 ・ 1 階とは別の玄関・階段・エレベーターを設置すること。
2 階 複合化施設 (民営)	民間事業者の提案による。 ※次項の複合化施設の条件を遵守すること。

複合化施設の条件

- (1) 計画地の特性を理解の上、地域と親和性のある施設とすること。
- (2) 騒音を生じる用途でないこと。(保育園の午睡等への影響が無いこと。)
- (3) 建築基準法や児童福祉法等の関係法令を遵守すること。
- (4) 保育園及び地域子育て支援センターと相互連携が可能な用途が望ましい。
- (5) 下記の想定スケジュール(案)に沿って事業を遂行できること。
 - ・令和8年度～令和9年度：民間活力導入可能性調査委託(基本計画共)
 - ・令和8年度初旬～中旬：基本計画案の作成
 - ・令和8年度中旬～令和9年度：民間活力導入検討、サウンディング調査(詳細な検討)を実施、要求水準書の作成
 - ・令和9年度中旬～令和9年度末頃：事業者選定
 - ・令和10年度：複合化施設の設計
 - ・令和10年度末頃～令和12年度：複合化施設の工事(既存建物解体・スロープ築造共)
 - ・令和13年度以降：新施設運営開始(保育園開園)

※上記スケジュールは民間活力導入した手法の場合になります。検討の結果、従来手法を採用する可能性もありますので、予めご了承ください。

事業スケジュール(案) ※状況により変更となる場合がございます

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
麻生区 保育・子育て総合 支援センター	保子セン 検討	【民活】 簡易検討	【民活】 詳細検討	契約 手続	設計・工事			引 越 ・ 移 転	R13年度 以降の 開設予定
	※高石保育園								
	既存園舎での運営								
	※地域子育て支援センターみなみゆりがおか								
	既存施設での運営					代替地での運営			
わくわくプラザ	余裕教室活用に向けた検討			改修 設計	改修 工事	校舎内余裕教室での運営			引 越 ・ 移 転
	既存わくわくスペースでの運営 (地域子育て支援センターみなみゆりがおか施設内)					※ 保子セン開設後も南百合丘小学校内 での運営を継続			

3 調査の方法等

- ・本調査では、協力いただける民間事業者から、個別対話にて御意見を伺います。協力いただける場合は、事前に提案書を提出していただきます。
- ・サウンディングにかかる費用は、参加者の負担とします。
- ・サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話やアンケート等を実施させていただくことがありますので、御協力をお願いします。

- ・サウンディングへの参加は、当該事業等の選定が実施される場合に優位性を持つものではありませんので御了承ください。

4 調査の内容

(企画立案時)

当該整備事業について、民間事業者のノウハウ、創意工夫を生かした幅広いアイデアを御提案ください。具体的な提案を求める事項は以下のとおりです。

提案事項 1 複合化施設の用途提案及びその提案理由

提案事項 2 当該施設の整備手法等及びその選定理由

①整備手法：提案方式(P F I 等)or従来方式(分割発注)

例1:P F I 方式等で整備し、建物の一部(複合化施設)を貸す

例2:従来方式で、市が設計と工事を各々分割発注し、麻生区保育・子育て総合支援センターのみを整備

②発注方式：性能発注(要求水準書)or仕様書発注(図面)or他

③設計・施工・維持管理の分離or一括発注

④本体工事・解体工事・スロープ築造工事の分離or一括発注

提案事項 3 当該施設の概算整備費

※参考のため、類似実績等の㎡単価でも構いません。

提案事項 4 実現可能な範囲で、自由にご提案ください。

※1：運営については、1階：保育園、2階：地域子育て支援センター等の部分は市直営となります。

※2：維持管理については、複数案件をまとめて発注するなどの工夫は行っているため、それ以外の御提案をお願いします。

※3：当該地は、第一種低層住居専用地域で厳しい用途制限があるため、提案事項1は必須ではありません。

5 対象者

当該整備事業の実施主体となることができ、かつ、事業参画を希望する法人や法人のグループ。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ②参加申込書提出時点で、本市から指名停止を受けている者
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は川崎市暴力団排除条例第 7 条に該当する者
- ⑤神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している者
- ⑥国税及び地方税を滞納している者

6 調査スケジュール

内容	期間等
実施要領の公表	令和 7 年 6 月 13 日（金）
調査参加申込・現地見学会受付開始	令和 7 年 7 月 1 日（火）
現地見学会の参加申込期限	令和 7 年 7 月 16 日（水）（※様式 2）
現地見学会の開催（希望者のみ）	令和 7 年 7 月 23 日（水）
調査参加申込期限	令和 7 年 7 月 31 日（木）（※様式 3・4）
調査実施日時及び場所の連絡	令和 7 年 8 月 4 日（月）
個別対話の実施期間	令和 7 年 8 月 19 日（火）～8 月 22 日（金）
実施結果概要の公表（予定）	令和 7 年 9 月 1 日（月）以降

7 現地見学会について（希望者のみ）※様式 2

事前に申込のあった希望者を対象として現地見学会（建物内部は見学不可）を開催します。

（1）申込書類

現地見学会参加申込書（様式 2）

（1）日時

7 月 23 日（水）午後 3 時 00 分から午後 4 時 00 分

（2）場所

所在地と同居所

（3）参加方法

- ・ 参加は1事業者で最大3名までとし、事前申込制です。参加申込書（様式2）に必要事項を記入の上、7月16日（水）午後12時までに、「11問い合わせ先」（1）のメールアドレスあてに送付してください。
 - ・ メール件名は「麻生区保子セン_現見申込（〇〇←企業名）」としてください。
- （4）その他
- ・ 当日の所要時間は、見学会60分程度を予定しています。
 - ・ 当日、本実施要領は配布しませんので、各自持参してください。
 - ・ 現地見学会に不参加であっても、調査参加及び提案書の提出は可能です。
 - ・ 現地状況の確認が目的となりますので、実施要領以外の内容についてはお答えできません。

8 個別対話参加申込方法 ※様式3・4

- （1）申込書類
- ・ サウンディング調査参加申込書（様式3）
 - ・ 提案書（様式4）及び任意の追加資料
- （2）申込期間
- 7月 1日（火）から7月31日（木）午後12時まで
- （3）申込方法
- 「11問い合わせ先」（1）のメールアドレスあて送付してください。
- （4）その他
- ・ メール件名は「麻生区保子セン_対話申込（〇〇←企業名）」としてください。
 - ・ 対話参加者は、最大3名までとする。

9 個別対話の実施方法

- （1）実施期間
- 8月19日（火）から8月22日（金）午前10時～午後5時
- 具体的な対話の日時については、参加申込書に記載いただいた希望日時を踏まえ、御担当者あてに連絡いたします。
- （2）所要時間
- 30分～1時間（対話の内容によっては超過する場合があります）
- （3）場所

川崎市役所庁内会議室（会場が決定次第参加申込者へ連絡）

※オンライン参加も可とする（Zoomを予定）

（４）その他

- ・サウンディング調査は、参加事業者のアイデアやノウハウの保護のために個別に行います。また、サウンディング調査の実施に際して説明のために別途必要な資料がある場合は、「１１問い合わせ先」（１）のメールアドレスあて送付してください。
- ・なお、オンライン参加をご希望の方につきましては、対話実施の３日前までにＩＤ等を送付いたします。

１０ 対話内容の公表等

提案いただいた内容については、概要として取りまとめの上、令和７年９月１日（月）を目途に市のホームページで公表する予定です。

また、提案者の名称及び知的財産権に係る内容は原則非公表とし、事前に提案者あて公表内容の確認を行います。なお、「川崎市情報公開条例」に基づく公文書開示請求があった場合は、提案者に事前に連絡の上、条例に定める範囲において、公開する場合があります。

１１ 問い合わせ先

本調査に関すること（全般）

川崎市こども未来局保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当 若松、石井
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町１

電話：044-200-3556

メール：45suisin@city.kawasaki.jp

様式 2 現地見学会参加申込書

(仮称) 麻生区保育・子育て総合支援センターに関する
 現地見学会参加申込書

企業・団体名			
所在地			
担当者	氏名		所属
	E-mail		
	TEL		
開催日時		令和 7 年 7 月 2 3 日 (水) 午後 3 時 0 0 分～	
説明会参加人数		名 (最大 3 名まで)	

※建物内部は見学不可

**(仮称) 麻生区保育・子育て総合支援センターに関する
サウンディング調査参加申込書**

1 申込者情報

企業・団体名			
所在地			
グループの場合 構成事業者名			
担当者	氏名		所属
	E-mail		
	TEL		

2 個別対話希望日

個別対話を行う希望日を記入し、時間帯をチェックしてください。 (第1希望～第3希望まで記入してください)				
第1希望: 月 日 ()	☐ 10～12時	☐ 13～15時	☐ 15～17時	☐ いつでも
第2希望: 月 日 ()	☐ 10～12時	☐ 13～15時	☐ 15～17時	☐ いつでも
第3希望: 月 日 ()	☐ 10～12時	☐ 13～15時	☐ 15～17時	☐ いつでも

3 出席方法

☐ 会場参加 (対面)	☐ オンライン (Zoom を予定)
------------------------------------	---

4 個別対話参加者 (最大3名までとする)

個別対話参加予定者氏名	所属法人名・部署・役職

- ※ 個別対話の実施期間は、令和7年8月19日(火)～令和7年8月22日(金)の午前10時から午後5時の間で実施します。
- ※ 参加申込書受領後、調整の上、実施日時及び場所をメールにて御連絡します。
(都合により、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください)

(仮称) 麻生区保育・子育て総合支援センターに関する提案書

1 申込者情報

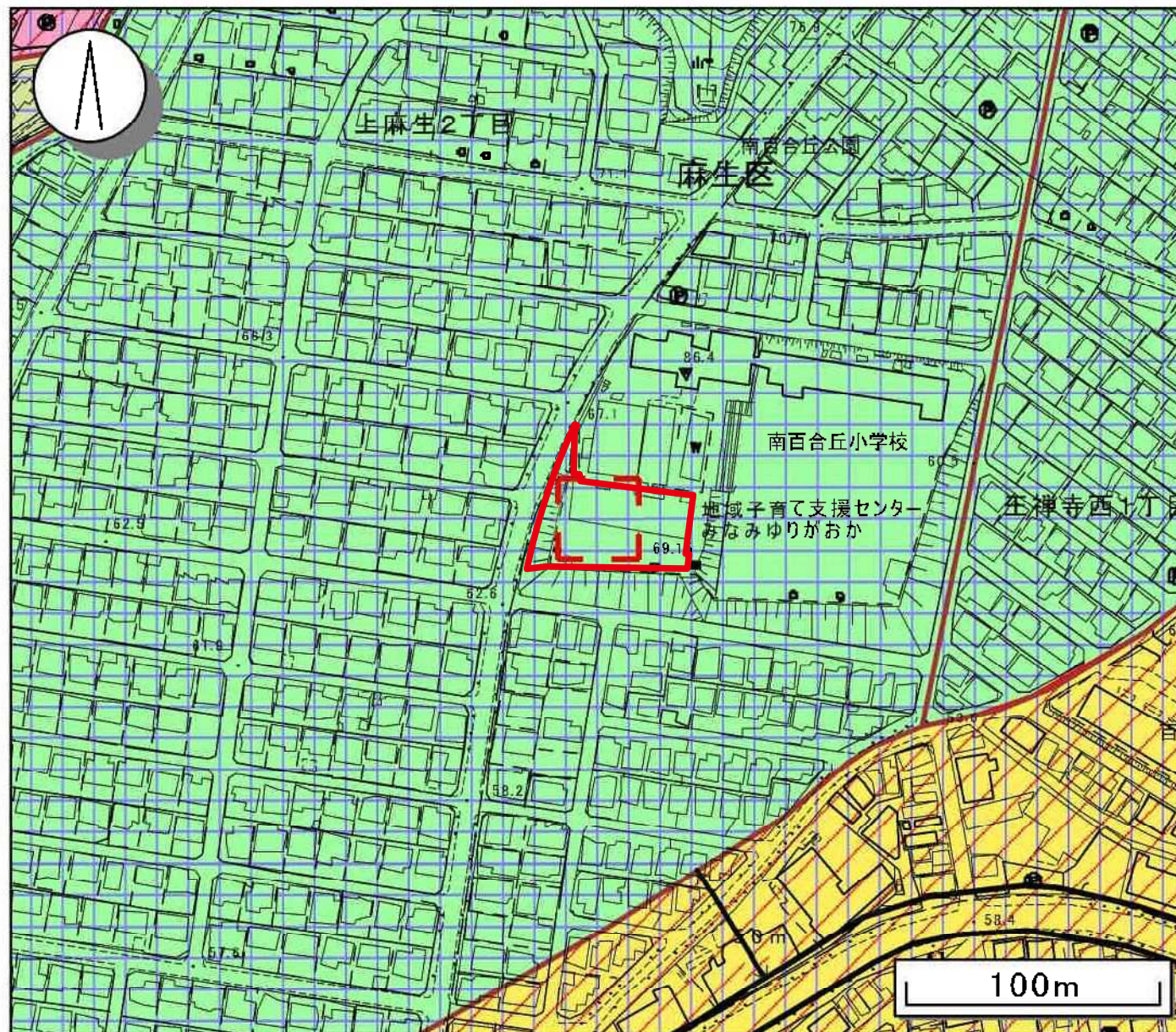
企業・団体名			
所在地			
グループの場合 構成事業者名			
担当者	氏名		所属
	E-mail		
	TEL		

2 提案内容（提案事項については、別様式でも構いません）

提案事項 1	複合化施設の用途提案及びその提案理由
提案事項 2	当該施設の整備手法等及びその選定理由 ①整備手法：提案方式（P F I 等）or 従来方式（分割発注） 例1: P F I 方式等で整備し、建物の一部（複合化施設）を貸す 例2: 従来方式で、市が設計と工事を各々分割発注し、麻生区保育・子育て総合支援センターのみを整備 ②発注方式：性能発注（要求水準書）or 仕様書発注（図面）or 他 ③設計・施工・維持管理の分離or一括発注 ④本体工事・解体工事・スロープ築造工事の分離or一括発注
提案事項 3	当該施設の概算整備費 ※参考のため、類似実績等の㎡単価でも構いません。
提案事項 4	実現可能な範囲で、自由にご提案ください。

ガイドマップかわさき 川崎市都市計画情報(用途地域等)

【参考資料①-1】

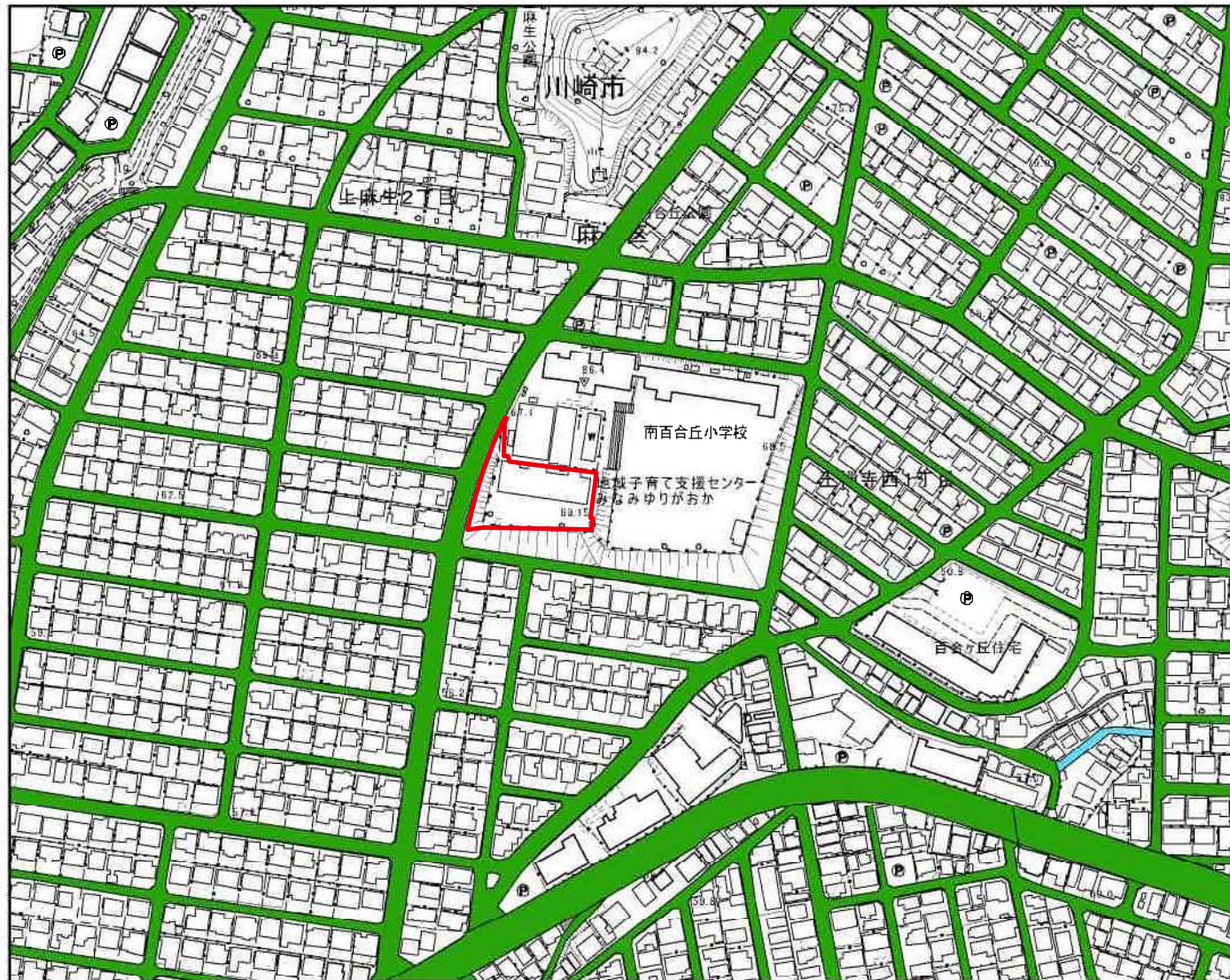


市街化区域および市街化調整区域	市街化区域
用途地域	第一種低層住居専用地域
容積率(%)	80
建ぺい率(%)	40
外壁後退距離	道路側を除く敷地境界から1m
最低敷地面積	125㎡
高度地区	第1種高度地区
最高高さ	10m
北側制限	5m + 0.6 / 1
地区計画	該当なし
学校	第二百合丘小学校
日影規制	3h 2h 1.5m
建築協定	該当なし
宅地造成工事規制区域	宅地造成工事規制区域
建築基準法第22条による区域(防火地域及び準防火地域を除く)	川崎市全域
首都圏整備法による既成市街地	既成市街地外(近郊整備地帯)
景観計画区域	川崎市全域(丘陵部ゾーン)
保育所等整備協力要請制度	重点要請地域

※この地図は参考図として御利用ください。公に証明する資料としての利用はできません。
また、個人利用の目的でのみ御利用いただけます。

川崎市建築基準法道路種別

【参考資料①-2】



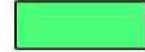
第42条第1項第1号



第42条第1項第2号



第42条第1項第3号



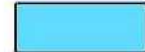
第42条第1項第4号



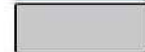
第42条第1項第5号



第42条第2項



道路扱いしない



※注意1) 本サービスは、現在「試行期間」であり、順次、建築基準法道路種別について更新しています。

2) 図面は参考図としてご利用ください。公に証明する資料としての利用はできません。3) 表示している建築基準法道路種別は、令和4年3月11日時点の情報です。

4) 建築基準法道路種別インターネット提供サービスは、定期的に更新する予定ですが、その際、道路種別が変更される場合がありますので、直接窓口でご確認ください。5) 道路種別に関するお問い合わせ等については、窓口にご来庁の上、ご相談ください。

(なお、行違いが生じた場合を考慮し、電話でのお問い合わせはご遠慮いただいております。)

6) 建築基準法道路種別インターネット提供サービスは、道路の幅員、境界位置、終始端位置等、形状を示すものではありません。

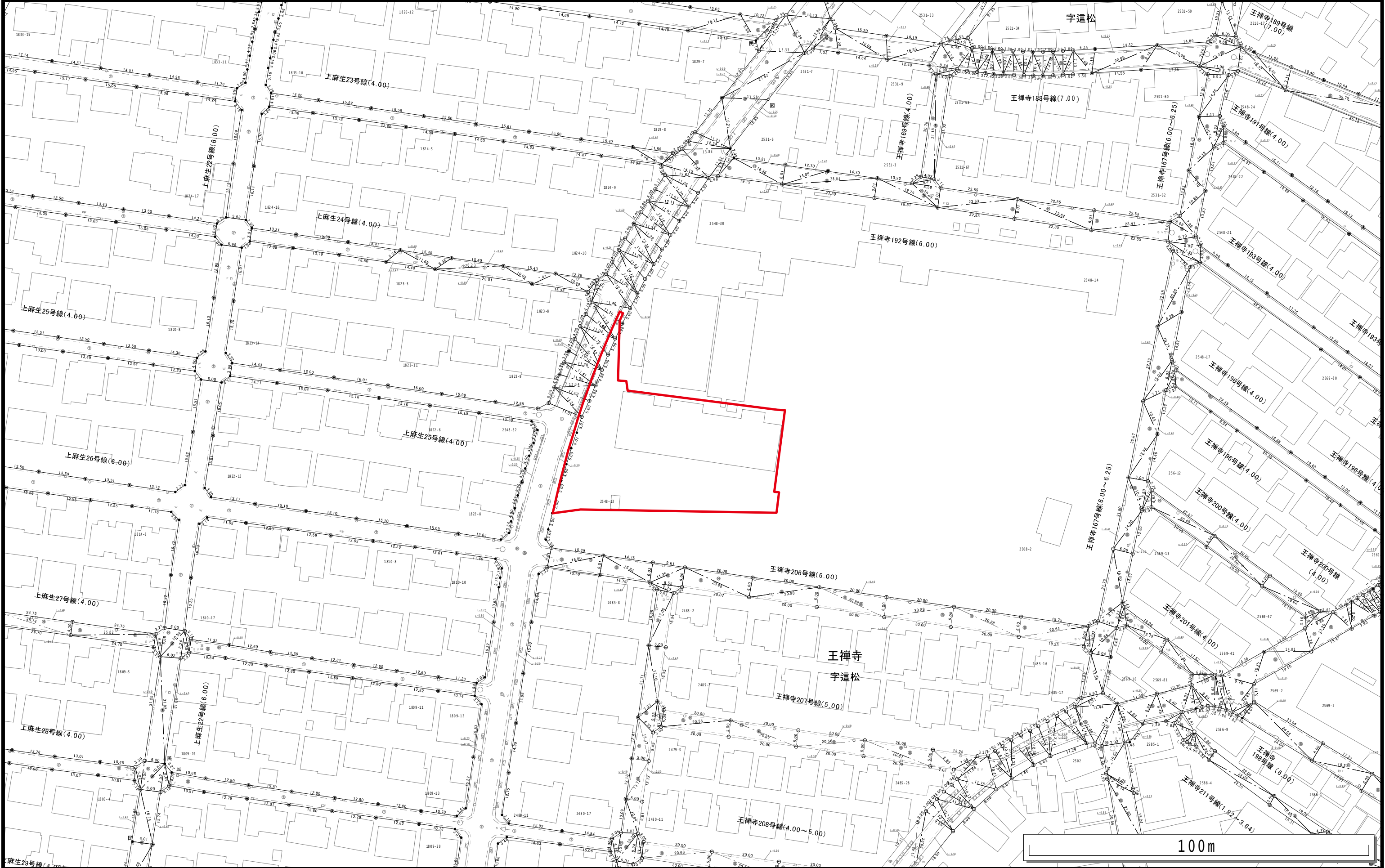
7) 第42条第1項第5号の証明書は、窓口で発行しています。(手数料300円) ◆(担当窓口)まちづくり局指導部建築審査課(明治安田生命ビル7階)

川崎市まちづくり局指導部建築審査課

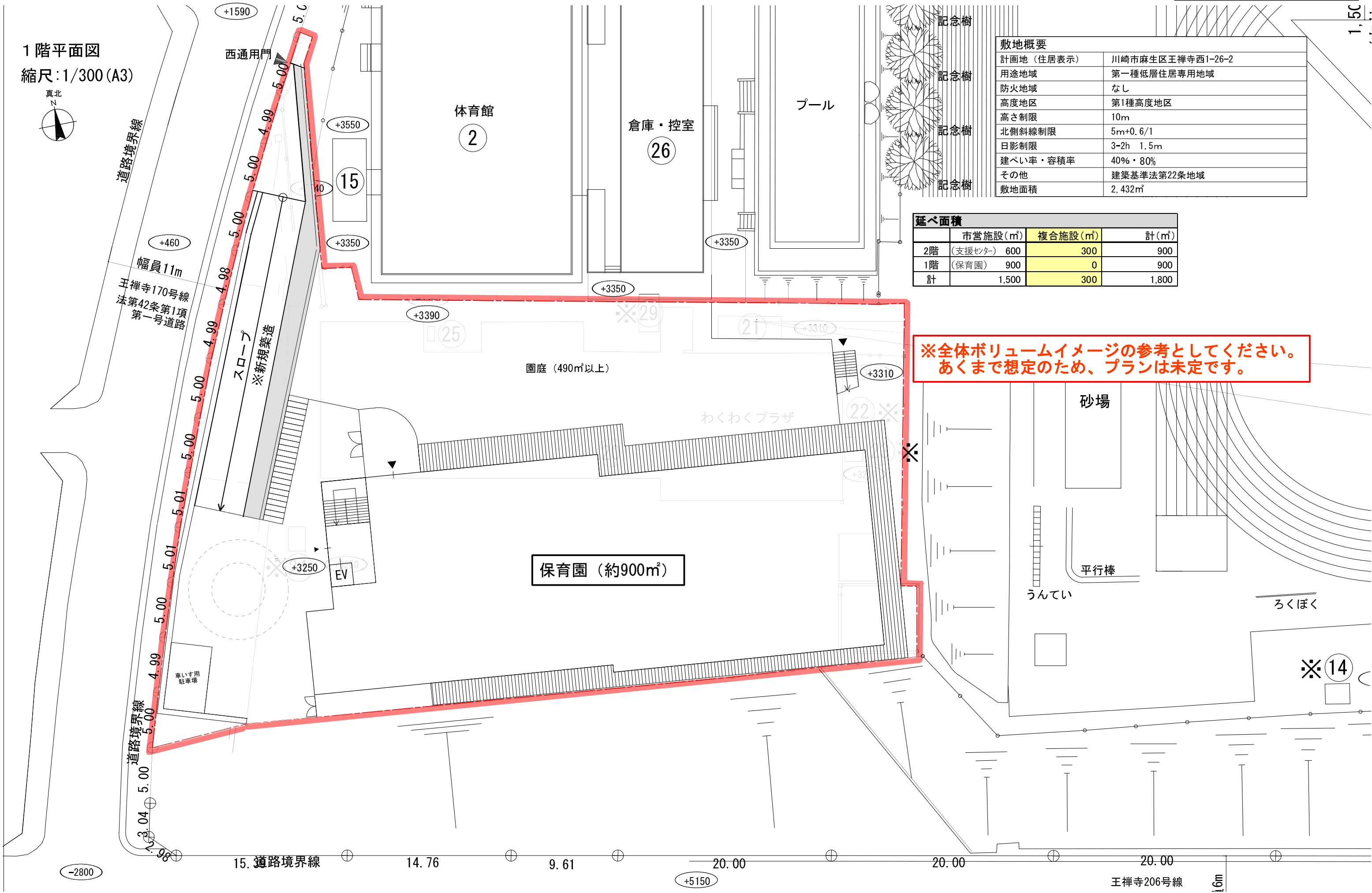
ガイドマップかわさき 川崎市道水路台帳平面図

- 1) 道水路台帳平面図は、川崎市建設緑政局が管理する道路・水路等を示したものです。表示している道水路台帳平面図の最終更新日は、令和7年3月1日です。
- 2) 図面の表記内容について場所等の間違いが生じる場合があるため、できるだけ来所により相談願います。道水路台帳平面図の利用規約を遵守のうえ、掲載されている窓口にてご相談ください。
- 3) 土地境界確定図の証明(道水路台帳平面図と現地が整合していることの証明)は、該当区の道路公園センター財産管理担当で発行しています。
- 4) 本サービスで使用している都市計画基本図(承認番号「川崎市指令計第48号」)は、最新の情報ではありませんので現状と異なる場合があります。参考図としてご利用ください。

【参考資料①-3】



1 階平面図
縮尺：1/300 (A3)

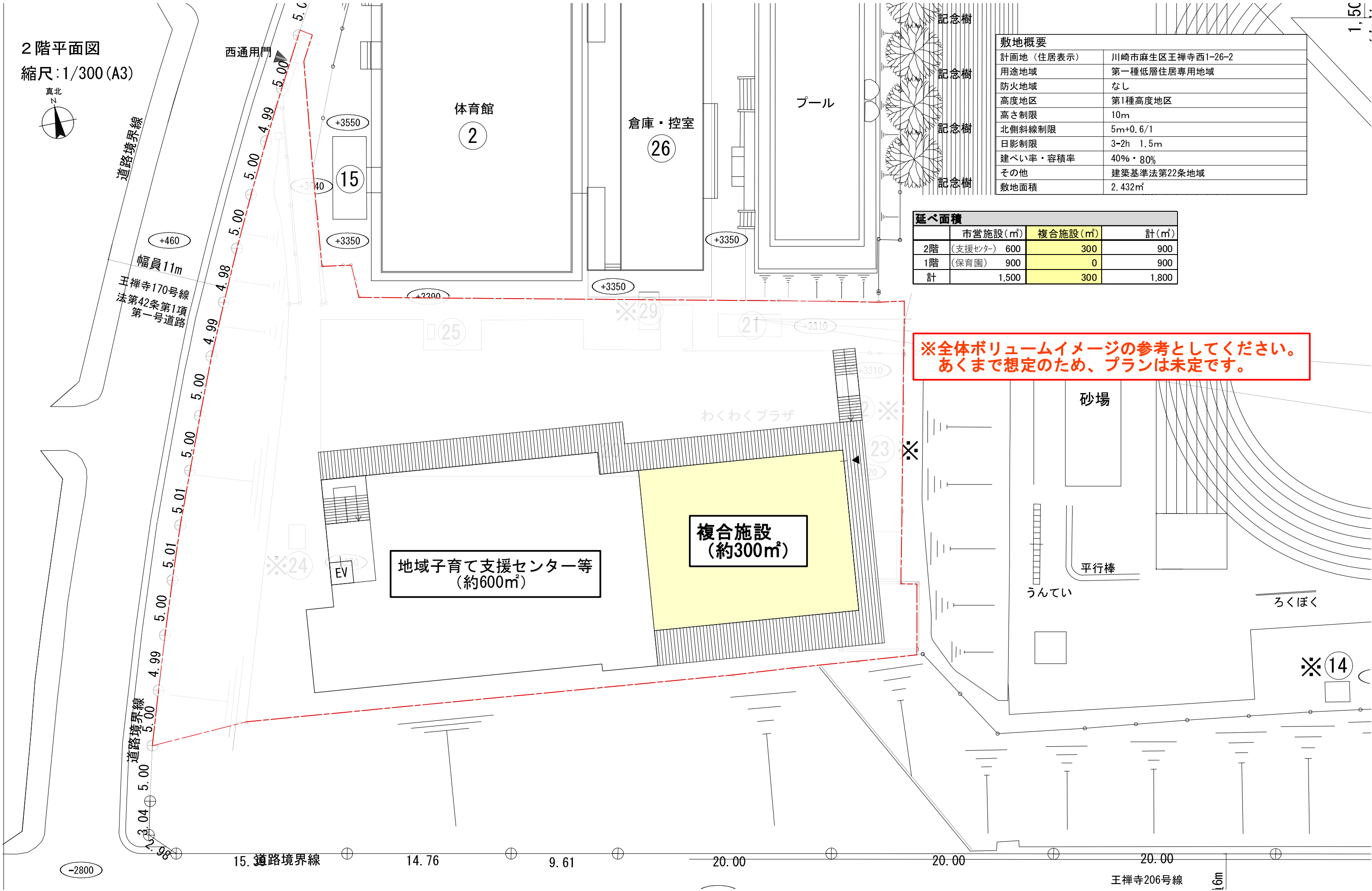


敷地概要	
計画地（住居表示）	川崎市麻生区王禅寺西1-26-2
用途地域	第一種低層住居専用地域
防火地域	なし
高度地区	第1種高度地区
高さ制限	10m
北側斜線制限	5m+0.6/1
日影制限	3-2h 1.5m
建ぺい率・容積率	40%・80%
その他	建築基準法第22条地域
敷地面積	2,432㎡

延べ面積			
	市営施設(㎡)	複合施設(㎡)	計(㎡)
2階（支援センター）	600	300	900
1階（保育園）	900	0	900
計	1,500	300	1,800

※全体ボリュームイメージの参考としてください。
あくまで想定のため、プランは未定です。

2 階平面図
縮尺：1/300 (A3)

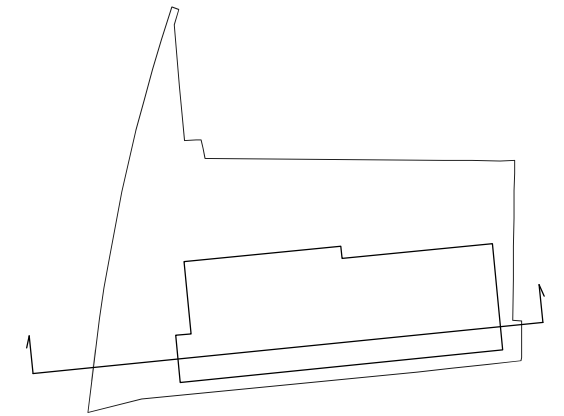
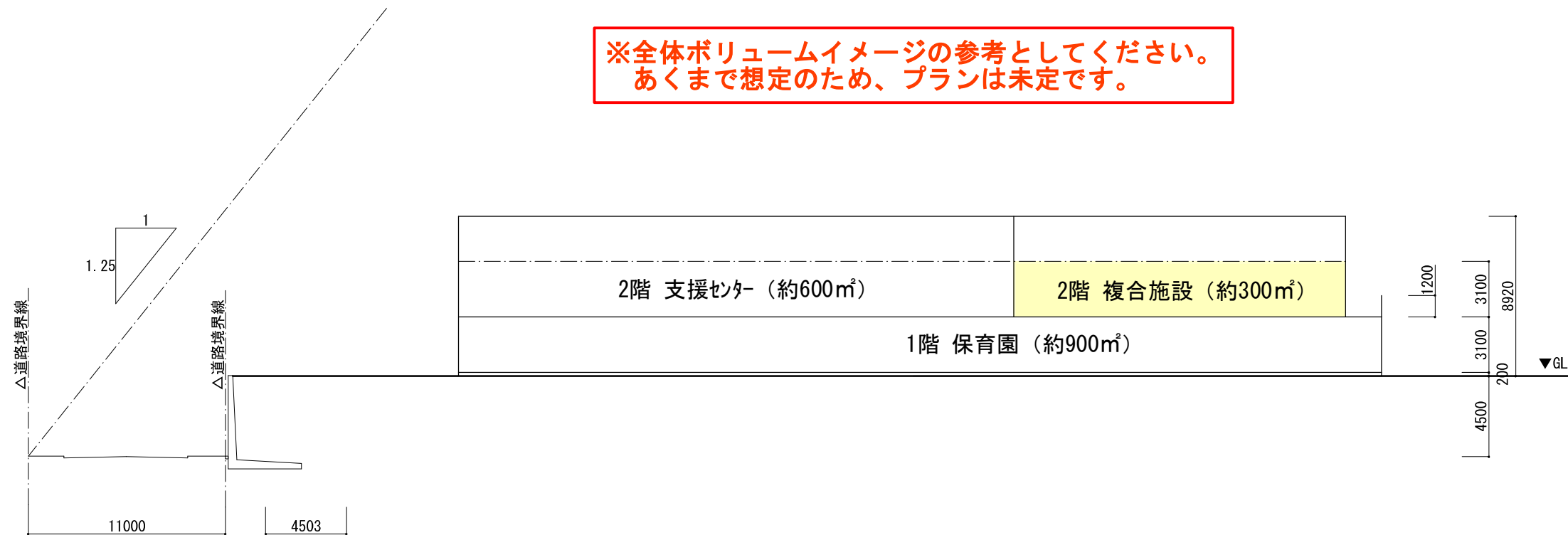


敷地概要	
計画地（住居表示）	川崎市麻生区王禅寺西1-26-2
用途地域	第一種低層住居専用地域
防火地域	なし
高度地区	第1種高度地区
高さ制限	10m
北側斜線制限	5m+0.6/1
日影制限	3-2h 1.5m
建ぺい率・容積率	40%・80%
その他	建築基準法第22条地域
敷地面積	2,432㎡

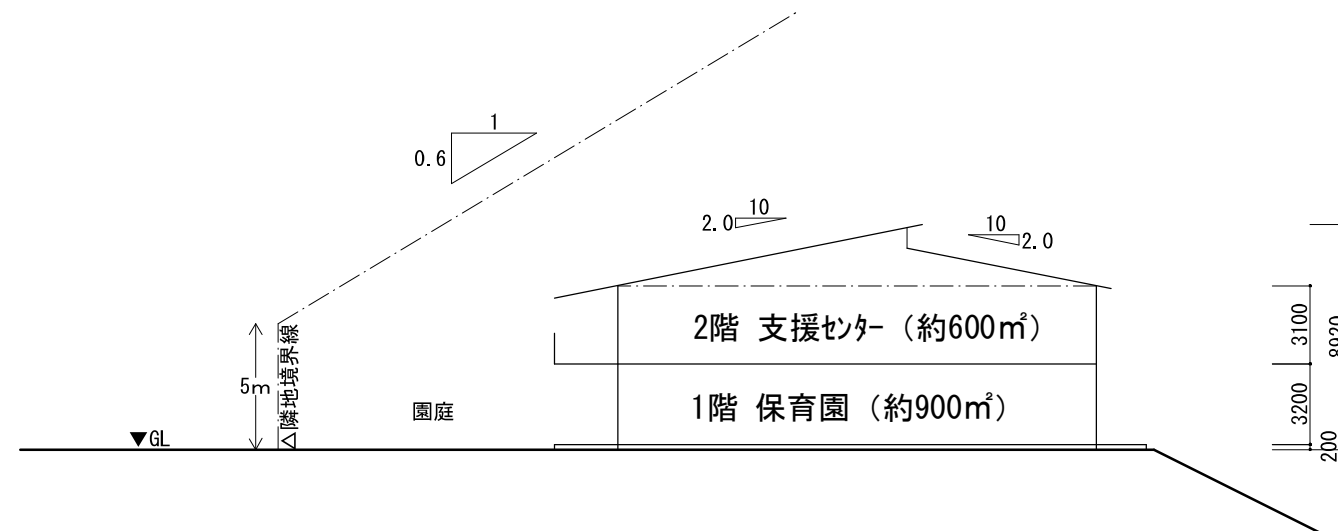
延べ面積			
	市営施設(㎡)	複合施設(㎡)	計(㎡)
2階（支援センター）	600	300	900
1階（保育園）	900	0	900
計	1,500	300	1,800

※全体ボリュームイメージの参考としてください。
あくまで想定のため、プランは未定です。

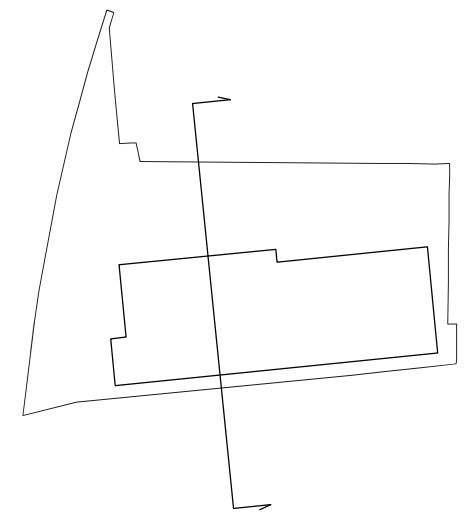
※全体ボリュームイメージの参考としてください。
あくまで想定のため、プランは未定です。

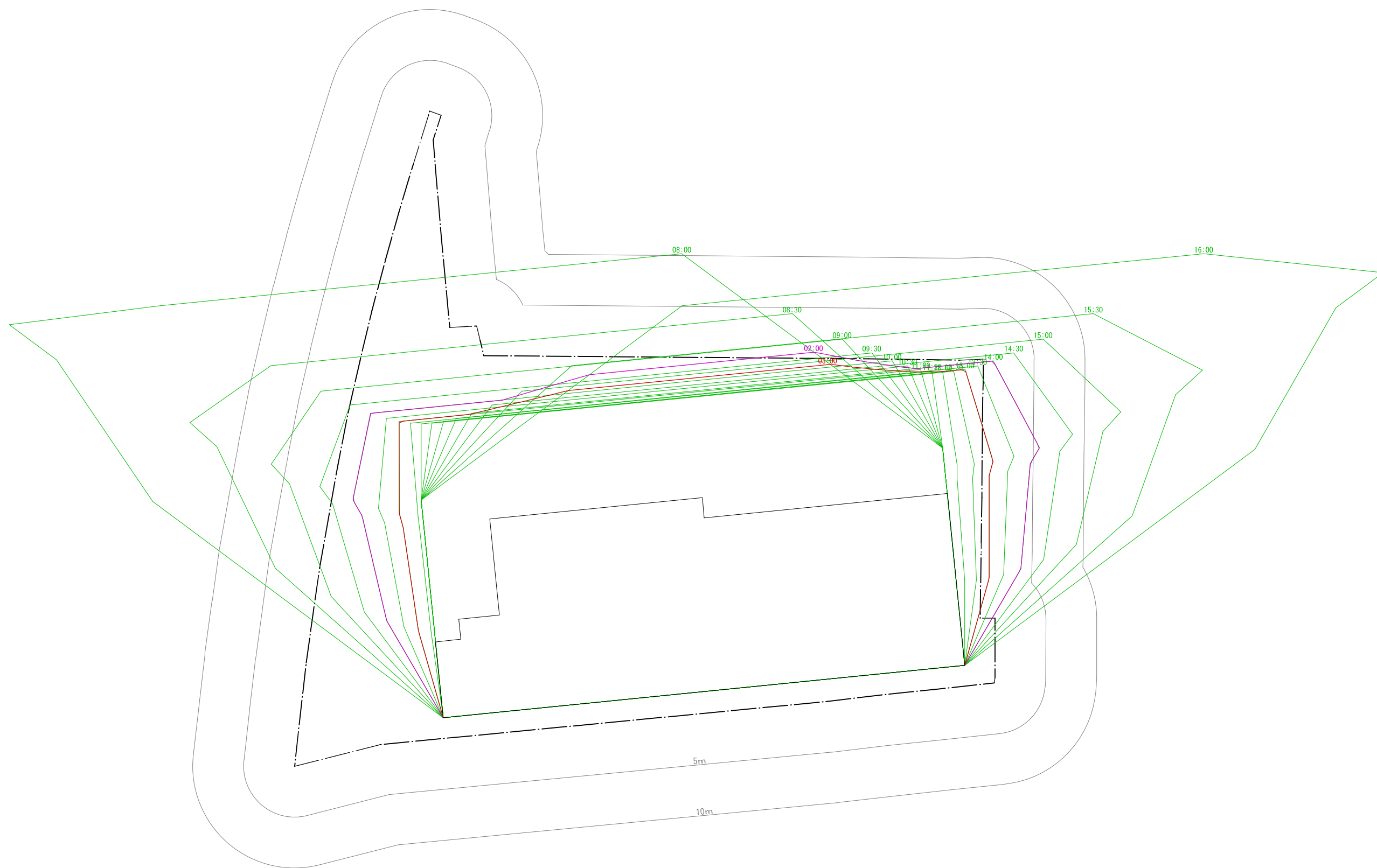


道路斜線検討 S=1/300



北側斜線検討 S=1/300





日影図

洪水浸水想定区域 (多摩川水系・鶴見川水系)

洪水浸水想定区域とは、河川が氾濫した場合に、浸水が想定される範囲や深さを示したもので、ここでは河川ごとの浸水想定範囲と浸水深を重ね合わせて表示しています。

- 【想定雨量】
- 多摩川水系
平瀬川・五反田川：410mm [24 時間]
三沢川：416mm [24 時間]
 - 鶴見川水系
鶴見川・麻生川・真光寺川・片平川・真福寺川・早野川：792mm [2 日間]

- 各河川の規模により2日間雨量あるいは24時間雨量で浸水解析を実施しています。
- 総合治水対策の対象河川である鶴見川水系は、上流の支川も含めて同一の降雨量。
- 国土交通省が浸水解析を実施しています。
- 隣接都市の浸水図は各自自治体のハザードマップなどを確認して下さい。

三沢川については川崎市部分の浸水想定区域を示しています。

【参考資料③】

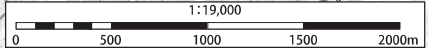
麻生区

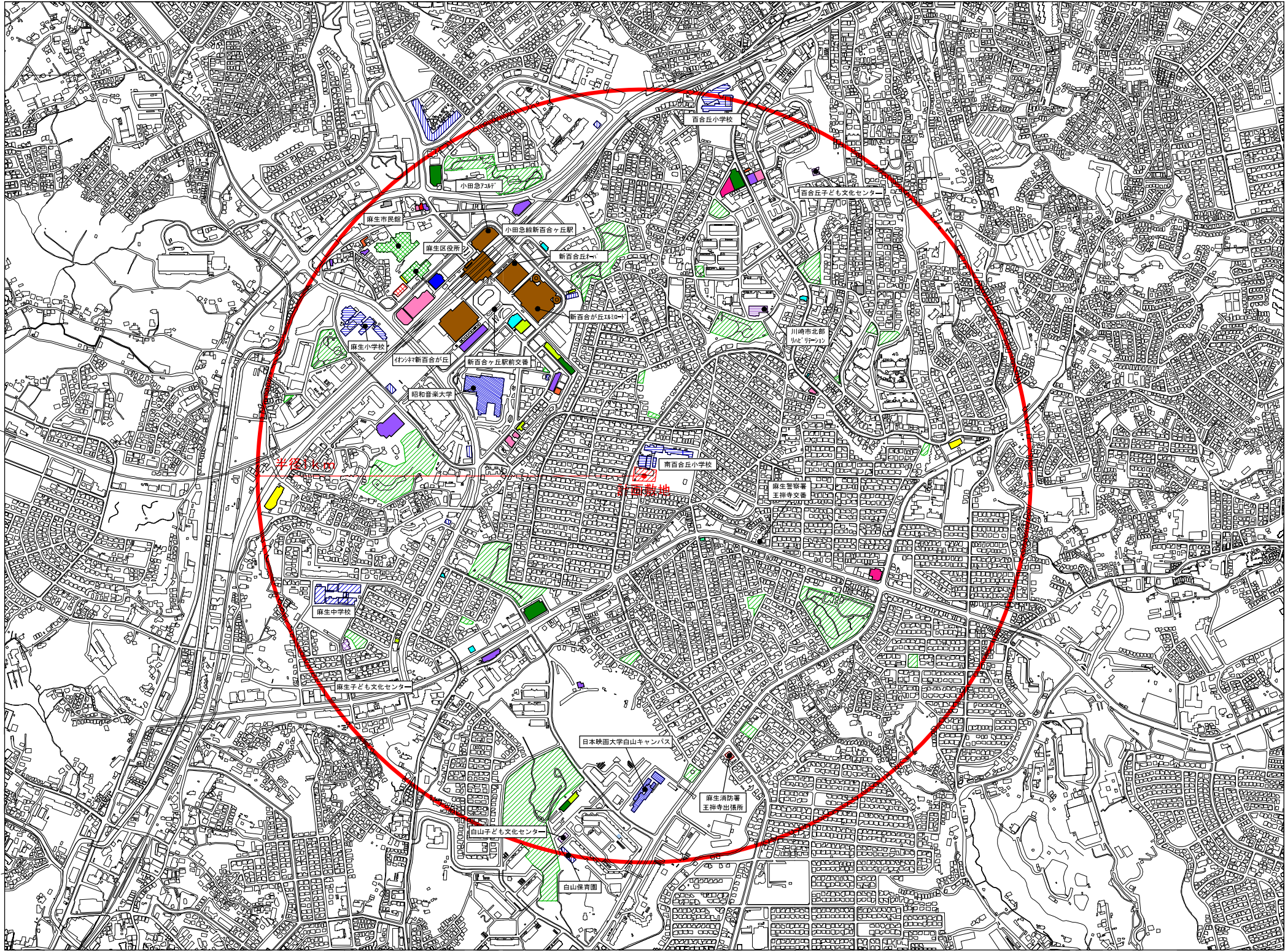


凡 例

浸水深の目安

2	避難所(○内の数字以上の階が使用可能)
▲	水位計
■	カメラ画像
◎	市役所、区役所、支所、出張所
⊕	消防署・出張所
⊗	警察署
家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)	
家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	
土砂災害特別警戒区域(令和4年3月時点)	
土砂災害警戒区域(令和4年3月時点)	
急傾斜地崩壊危険区域(令和4年3月時点)	
市 境	
区 境	

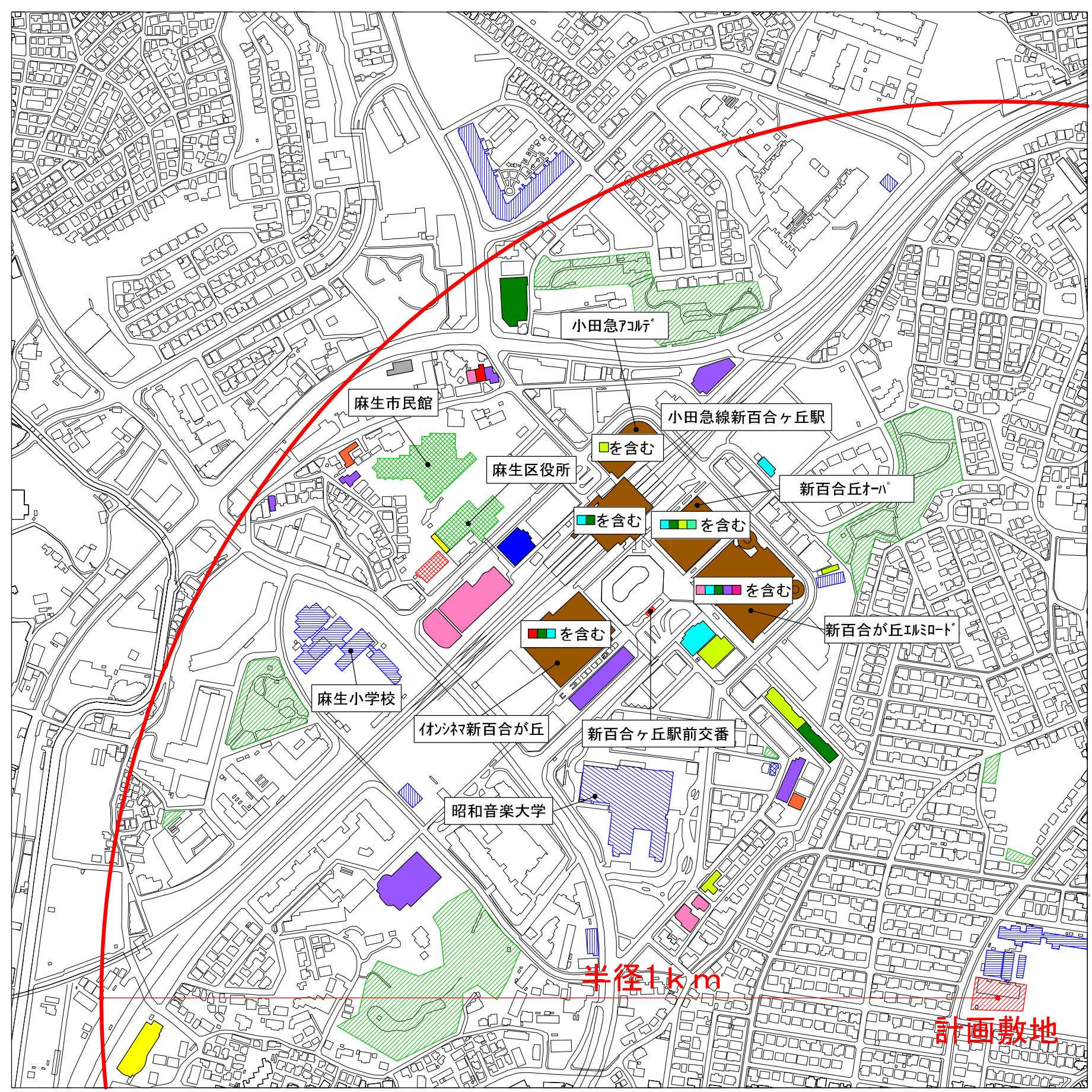




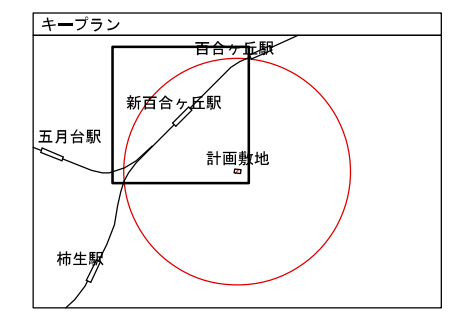
凡例	計
キッズパーク	2
子ども学習教室	8
児童発達支援センター	3
高齢者福祉施設	3
薬局	8
スーパー	9
カフェ	10
内科クリニック	1
小児科クリニック	1
ジム・屋内運動施設	10
大型商業施設	7
ディスカウントストア	3
ホームセンター	2
スーパー銭湯	2
公立施設	
警察署	2
消防署	2
保育園	7
小学校	3
中学校	1
高等学校	1
大学	2
老人いこいの家	3
特別支援学校	1
こども文化センター	1
公園	27
区役所	2

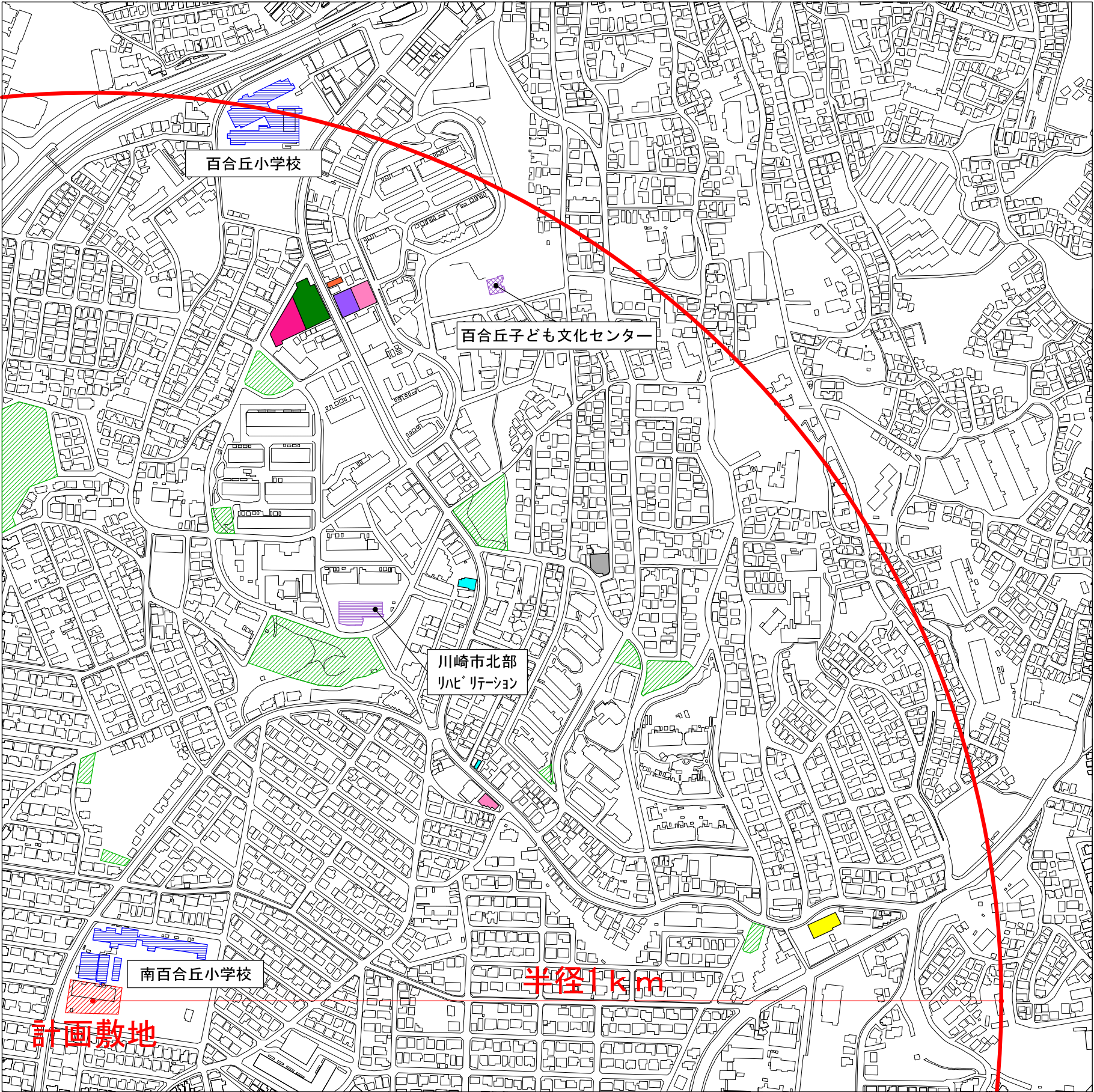
(1) 周辺施設の現状把握と分析

計画敷地の最寄駅である小田急線新百合ヶ丘駅には、区役所、公民館といった公共公益施設や大型商業施設などの生活拠点施設が集約されており、駅周辺にかけて住宅街が広がっている土地利用となっている。計画地は第1種低層住居専用地域であり、店舗や事務所といった建物がなく、1～2階建ての閑静な住宅街を形成している。そのため、この良好な住環境に寄与できる施設を誘致することが望ましいと思われる。多世代交流によるにぎわいや活性化が望める生涯学習施設や子どもの多様なニーズに対応できるようなインクルーシブ教育施設などは複合化に適していると考えられる。また、周辺には高齢者福祉施設が少なく、将来の人口減少・少子高齢化社会の到来を見据えた生活支援関連サービス施設も適していると考えられる。

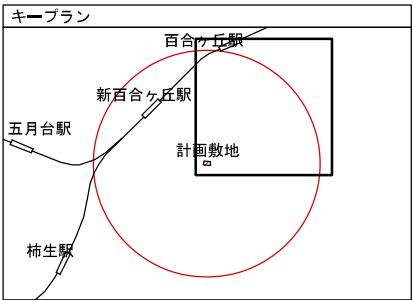


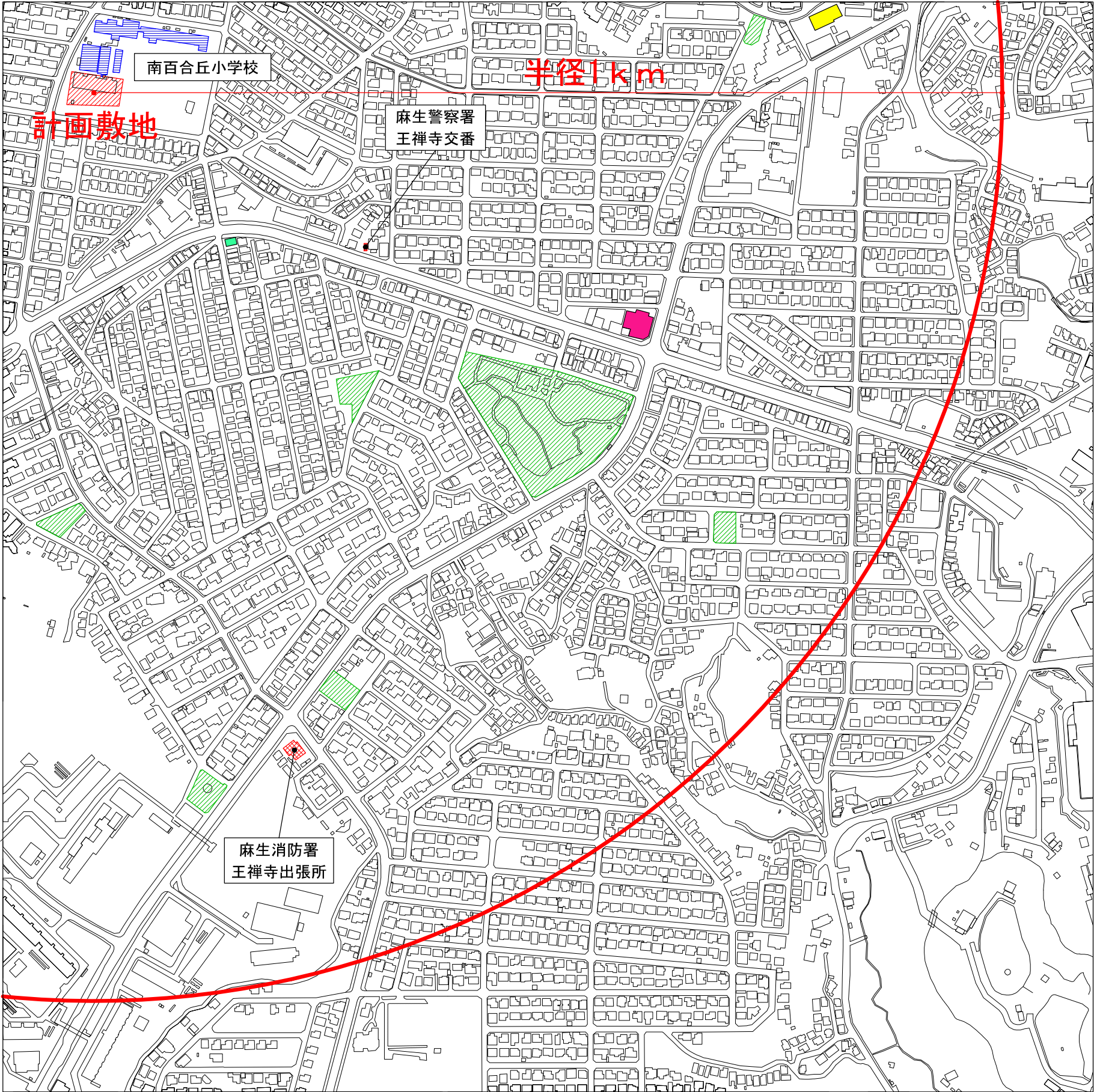
凡例	計
スーパー	2
子ども学習教室	8
児童発達支援センター	3
高齢者福祉施設	3
薬局	8
スーパー	9
カフェ	10
内科クリニック	1
小児科クリニック	1
ジム・屋内運動施設	10
大型商業施設	7
ディスカウントストア	3
ホームセンター	2
スーパー銭湯	2
公立施設	
警察署	2
消防署	2
保育園	7
小学校	3
中学校	1
高等学校	1
大学	2
老人いこいの家	3
特別支援学校	1
こども文化センター	1
公園	27
区役所	2



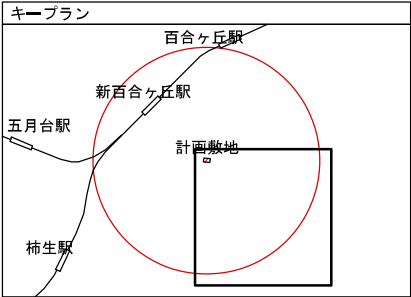


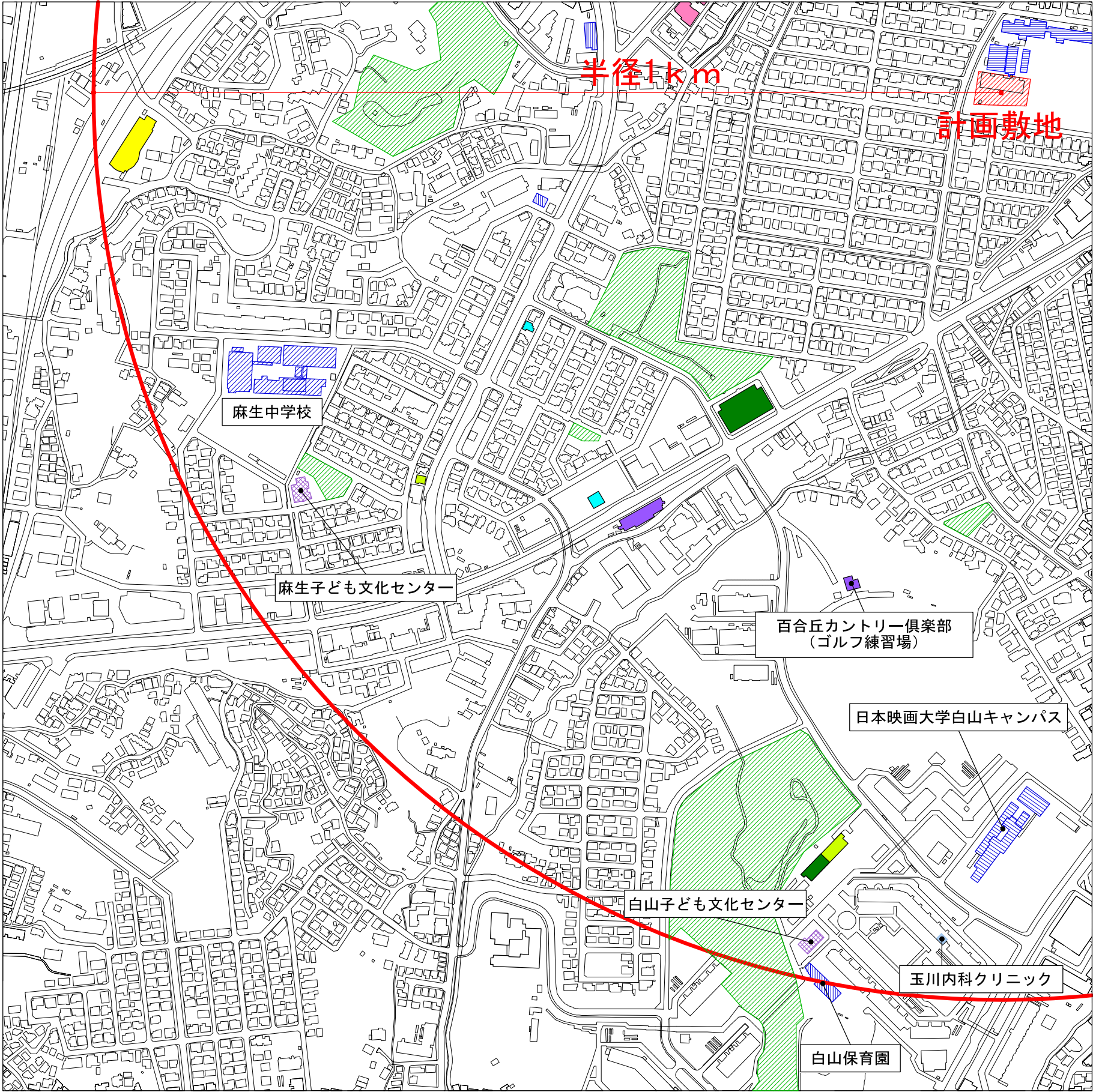
凡例	計
キッズパーク	2
子ども学習教室	8
児童発達支援センター	3
高齢者福祉施設	3
薬局	8
スーパー	9
カフェ	10
内科クリニック	1
小児科クリニック	1
ジム・屋内運動施設	10
大型商業施設	7
ディスカウントストア	3
ホームセンター	2
スーパー銭湯	2
公立施設	
警察署	2
消防署	2
保育園	7
小学校	3
中学校	1
高等学校	1
大学	2
老人いこいの家	3
特別支援学校	1
こども文化センター	1
公園	27
区役所	2





凡例	計
キッズパーク	2
子ども学習教室	8
児童発達支援センター	3
高齢者福祉施設	3
薬局	8
スーパー	9
カフェ	10
内科クリニック	1
小児科クリニック	1
ジム・屋内運動施設	10
大型商業施設	7
ディスカウントストア	3
ホームセンター	2
スーパー銭湯	2
公立施設	
警察署	2
消防署	2
保育園	7
小学校	3
中学校	1
高等学校	1
大学	2
老人いこいの家	3
特別支援学校	1
こども文化センター	1
公園	27
区役所	2





凡例	計
キッズパーク	2
子ども学習教室	8
児童発達支援センター	3
高齢者福祉施設	3
薬局	8
スーパー	9
カフェ	10
内科クリニック	1
小児科クリニック	1
ジム・屋内運動施設	10
大型商業施設	7
ディスカウントストア	3
ホームセンター	2
スーパー銭湯	2
公立施設	
警察署	2
消防署	2
保育園	7
小学校	3
中学校	1
高等学校	1
大学	2
老人いこいの家	3
特別支援学校	1
こども文化センター	1
公園	27
区役所	2

